

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

美浜町立上野間小学校

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

(1) 基本理念について（美浜町いじめ防止基本方針から抜粋）

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じされる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童・生徒がいじめをすることなく、かつ他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

また、本校の教育目標・経営方針より、本年度の重点努力目標を設定し、あわせて「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントを示す。

- ア いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実
- イ いじめの防止等に関する取組の強化
- ウ 重大事態発生時の迅速な対応

(2) 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

(1) 組織について

- ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

- イ 構成員について

校長、教頭、教務主任（特別支援教育コーディネーター）、校務主任、生徒指導主任、全学級担任、特別支援学級担任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラーや通級学級担任、その他の関係職員が出席する。

- ウ 開催時期について

月1回の職員会議の後を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。また、必要に応じて、いじめを含めた児童に関する情報交換会を全職員で行う。

(2) 主な活動について

- ア いじめの未然防止に関すること。（授業改善、校内研修）
- イ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談）
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること。（保護者・地域・警察との連携）
- エ P D C Aに関すること。（日程・会議の開催時期・取組の見直し）

(3) 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行う。

学期	「いじめ不登校対策委員会」の取組	その他の取組
1 学 期	【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討 【4月】望ましい集団作りのための取組内容の検討 【4月】いじめ防止基本方針等の確認 【4月】いじめ・不登校対策委員会1 【5月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 【5月】いじめ・不登校対策委員会2 【6月】いじめ・不登校対策委員会3 【7月】いじめ・不登校対策委員会4 【7月】1学期の取組の反省と夏季休業中の研修会の内容、および2学期以降の取組の検討	【5月】青少年を守る会・学区会での情報交換 【6月】教育相談後の情報交換 【7月】民生児童委員との情報交換 【7月】保護者会での情報収集 【7月】情報モラル研修会 【8月】児童理解研修会
2 学 期	【9月】PTA・地域の方へのいじめに関する情報発信の検討 【9月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 【9月】いじめ・不登校対策委員会5 【10月】人権週間の取組内容の検討 【10月】いじめ・不登校対策委員会6 【11月】学校評価の項目および内容の検討 【11月】いじめ・不登校対策委員会7 【12月】学校評価の検討と今後の対策 【12月】いじめ・不登校対策委員会8 【12月】2学期の取組の反省と冬季休業中の研修会の内容、および3学期以降の取組の検討	【9月】夏季休業中の児童の様子についての情報交換 【11月】教育相談後の情報交換 【11月】保護者アンケート実施 【12月】学校評価の集計
3 学 期	【1月】学校評価の検討と今後の対策 【1月】いじめ・不登校対策委員会9 【2月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 【2月】いじめ・不登校対策委員会10 【3月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討	【1月】冬季休業中の児童の様子についての情報交換 【2月】教育相談後の情報交換

※学期に1回、記名式のアンケートを実施する。

3 いじめ防止等に関する取組の強化

(1) 未然防止の方策について

- ア 楽しく分かる授業の展開および道德教育の充実
- イ 体験活動や交流活動の充実
- ウ 児童の心をつかむ学級・学年・学校の「居場所作り」の実践
- エ ネットの正しい利用とマナーの理解を深めるための情報モラル教育の推進
- オ インターネット、携帯電話、スマートフォンの利用について保護者への啓発活動
- カ つながりをもつ「絆づくり」の実践 など

(2) 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

児童の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査および情報交換を次の通り実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査 毎月
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年1回（12月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童・生徒からの聞き取り調査 年3回（6月・11月・2月）
- ・日常の観察による 随時
- ・児童・生徒の様子の情報交換による 随時（職員会議等の後）
- ・該当児童への対応方法についての情報共有 随時（朝の打合せ）
- ・学校・関係機関との情報交換 随時（青少年を守る会・学区会・民生児童委員との情報交換会）

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラー（SC）の活用
- ・いじめ相談窓口の設置（養護教諭・SC・町教育支援センター（ホープみはま））

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

- ・情報モラル研修会…………… 9月 講師：情報教育アドバイザー
- ・児童理解研修会…………… 未定

(3) いじめへの対策について

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめがあると判断した場合は、被害児童のケアや支援、加害児童・生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任を持って対応する。
- ウ 保護者の協力、スクールカウンセラー、警察・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- エ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携する。

4 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとる。

— 重大事態の判断基準 —

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1 児童が自殺を企図した場合 | 2 身体に重大な障害を負った場合 |
| 3 金品等に重大な被害を被った場合 | 4 精神性疾患を発症した場合 |
| 5 年間30日を目安とする連続した欠席がある場合 | |

- ア 被害児童の保護を最優先に対応し、重大事態が発生した旨を、美浜町教育委員会（以下、町教委）に速やかに報告する。
- イ 町教委と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急いじめ対策本部」（仮称）を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、被害児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 被害児童及び保護者の同意を得て、関係機関と情報を共有し、迅速かつ適切な対応策を協議の上、問題の早期解消に努める。
- カ 被害児童及び保護者の同意を得て、必要に応じて「保護者説明会」を開催し、事案の解決、今後の予防・再発防止について共通理解・協働体制の構築に努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価アンケート（保護者・児童・職員）を実施し、いじめ不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。